

平成28年8月定例教育委員会会議録

- 1 期 日 平成28年8月1日（月）
- 2 場 所 南別館3階委員会室
- 3 開始時間 午後1時30分
- 4 終了時間 午後3時05分
- 5 出席者
小西委員長、赤松委員、中原委員、黒木教育長
その他の出席者
児玉教育部長、杉元教育総務課長、児玉学校教育課長、東スポーツ振興課長、朝倉生涯学習課長、山下文化財課長、図書森副館長、宇都都城島津邸館長、桜木高城地域振興課長、竹下教育総務課副課長、清水教育総務課主幹
- 6 会議録署名委員
赤松委員、中原委員
- 7 開会
○小西委員長
ただいまより、8月定例教育委員会を開催します。
- 8 前会議録の承認
○小西委員長
平成28年7月定例教育委員会の会議録につきましては、お手元にお配りしています。会議録に記載した内容については、ご異議ありませんか。
ご異議がないようですので、前会議録を承認いたします。
- 9 会議録署名委員の指名
○小西委員長
本日の会議録の署名委員に、都城市教育委員会会議及び選挙等に関する規則第15条の規定により、赤松委員、中原委員にお願いします。
- 10 教育長報告
○小西委員長
それでは、教育長の報告をお願いいたします。
○教育長
1枚の資料が置いてあるかと思えますけれども、8月定例教育委員会資料、毎月報告しておりますように、非行、不登校、いじめ、交通事故、色々あります。
非行等に関しては、13件。小学校5件、中学校8件でございます。最近のものを報告しますと、7月9日ですけれども、プールに無断で侵入して、プールの中に自転車を投げ込んだ中学校がありました。3人の中学生がそういうことをやったということで、学校もしっかり指導しております。
不登校はそこに書いてあるとおりですが、いじめについては、小学校、中学校、先月と同じではないかと思えます。
交通事故につきましては、小・中学生の交通事故が若干増えておりますが、夏休みを前後して、先生方の交通事故が増えているのが目につきます。もちろん、飲酒運転はございません。人身事故とかはございません。ちょっとしたケアレスミス、ちょっとした不注意の交通事故で

す。

5番目の不審者、声かけ事案ですけれども、この前申しましたように、6、7月に体を触られる事案が五十市地区で発生したが、7月下旬に起きた事案を報告いたします。

7月19日、実は、乙房の交差点がございますが、若人という食堂がある山田のほうに行く交差点のところ、塾に行くというので、中学2年生の女子が、夜の8時20分頃、そこを歩いていたのですけれども、本人がどうも場所を間違えたいらしいのです。そこで、コンビニがあるところまで歩こうと思っていたところを、若い男が追いかけてきて、資材置き場がすぐそばにあるのですが、そこに連れ込まれて、胸とか触られた事件がありました。ただ、女の子が気丈だったのか、その男の人を蹴って、逃げたということで。ちょうど高校生が自転車で通りかかって、その後をついて、コンビニまで行ったという事件が起きました。男の人は20代前半で、背が高く、やせ形、Tシャツにニッカポッカのズボンをはいていたということであります。まだ捕まっておりませんので、誰かはわかりません。夜、特に塾とか行くときに気を付けなければいけないわけがございます。これが1件、7月21日に起きた事案です。

別の案件があります。起きたのは7月16日の12時半頃ですが、場所は一万城町ですけれども、小学校4年生の女の子が、おもちゃを落としたところに男の人が拾ってくれたと。ところが、その時にズボンのジッパーを下して局部を露出していたということで、怖くなってすぐ近くにセブンイレブンがありますので、そこから110番したという事案がありました。男の人は細見の体で、ジーンズであったということであります。夏になって、こういう事案が出てきたところがございます。ちょっと夏休みが心配です。

今日は事案が多いので、以上で報告を終わらせていただきます。

○小西委員長

ありがとうございました。

ご質問はよろしいでしょうか。それでは教育長のご報告ありがとうございました。

11 議事

○小西委員長

それでは、議事に入ります。本日は報告が12件と議案が8件です。議案第34号、議案第35号を高城地域振興課長よりご説明をお願いいたします。

○高城地域振興課長

それではよろしく申し上げます。

議案第34号 都城市高城郷土資料館の開館時間の延長及び入館料の免除について及び議案第35号 都城市高城郷土資料館運営委員の委嘱について、ご審議のほどよろしく申し上げます。

まず、議案第34号ですが、こちらは、高城郷土資料館の開館時間の延長をお願いするものがございます。開館を延長する日につきましては、平成28年8月20日、土曜日と8月21日、日曜日の両日となっております。開館時間のほうは、通常午後5時までとなっておりますが、午後10時までの延長をお願いしたいと思っております。また、入館料につきましては、8月1日から31日の間、中学生以下の児童・生徒について入館料を免除するというものでございます。

開けていただきますと、免除についてということで、延長の理由についてでございますが、高城郷土資料館の利用促進の一環といたしまして、夜間の開館を平成28年8月20日と21

日の両日実施したいと考えております。こちらのほうは、企画の第2弾として、夏のお城で夕涼みということで、夏の2日間にお城に上がっていただいて、お城の3階の展望台のほうから町並みを見ていただこうかなということで考えております。

続きまして、議案第35号でございますが、こちらは、高城郷土資料館条例によりまして、高城郷土資料館の運営委員について委嘱するものでございます。委員の方につきましては、こちらに書いてありますとおり、山下正一郎、田上哲、別所宏、板垣重雄の4氏を委嘱したいと思っております。4氏ともこれまでも郷土資料館の運営委員を務めていただき、再任をさせていただきたいと考えております。

説明のほうは以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。

○小西委員長

それでは、議案第34号、35号についてお尋ねはありませんでしょうか。

○赤松委員

夜まで延長するとか、入館料の免除ということだと思っておりますが、これは毎年、このように行われてきたことなのですか。あるいは今年、新たにこういうような要望が出て、新しい企画でされるのでしょうか。

○高城地域振興課長

このお城で夕涼みは、今年度から実施したいということで、計画しております。

○赤松委員

今まで夜10時まで延長されたことはないのですが、市民、高城地区の方の要望とか、そういうものを受けてという企画ですか。

○高城地域振興課長

要望を受けたということではないのですが、お城の展望台のほうから市内を臨むというのがなかなかないものですから、たまたま登ってみて、夜、夜景、光がいい具合に見えていましたから、どうかなと思って企画をしたところでございました。

○小西委員長

都城の歴史資料館で、9月に月見会というものを有志で、あそこのロケーションを市民の方に楽しんでいただこうということで、ライトアップして、学芸会みたいなことをやっているのですが、年々、来ていただく方も増えているような感じですか。行政の方でしていただければ、きっと何か効果があるのではないかと期待して、お天気も良いことを期待しております。

○教育長

夜の開館なので、子ども達が来るとお思いますので、大変でしょうけれども、子どもたちの安全を確保できるようにお願いしたいと思います。

○小西委員長

それでは、34号と35号を決定させていただきます。

○小西委員長

それでは、報告第57号、議案第28号を教育総務課長よりご説明お願いいたします。

○教育総務課長

それでは、報告第57号 専決処分した事務について、教育委員会名義後援についてご説明いたします。

開けていただきまして、平成28年6月20日から7月20日までに申請のありました12件の名義後援を承認しておりますので、ご報告いたします。

続きまして、議案第28号 都城市教育委員会外部評価委員の委嘱についてをご説明いたします。

これは、先月の定例教育委員会でご審議、決定いただきました平成28年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価の実施要領の中にあります外部評価を行うために、都城市教育委員会外部評価委員設置規程に基づきまして、お2人の委員の委嘱を行うおつもりです。

お1人目は、昨年と同様なのですが、南九州大学で昨年度まで教授であられました内田芳夫先生を今年度も引き続き、教育に関する学識経験者として委嘱したいと考えております。お2人目は、瀬尾真路先生です。瀬尾先生は、平成22年3月まで、都城市立東小学校の校長をされておりまして、退職された後は、社会教育指導員として4年間務められました。豊富な教育現場での経験に加え、社会教育指導員としての経験も十分あることを鑑み、外部評価委員を委嘱するものです。

委員の委嘱につきましては、資料の3枚目にあります都城市教育委員会外部評価員設置規程及び次のページの実施要領についてに記載してあるとおりでございます。任期は1年となっております。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしく願いいたします。

○小西委員長

報告と議案のほうで、お尋ねはありますでしょうか。

名義後援についてなのですが、上から2番目は、7月2日、土曜日でもう済んでいるわけですね。

○教育総務課長

そうですね、これは終了しております。

○小西委員長

承認と開催日が近いわけですね。わかりました。

○赤松委員

1つは中身のことは何も無いのですが、このように名義後援をしているのは、終わった後に、参加者はこれこれ、こうでしたという報告というのは、教育委員会にあがるのでしょうか。

○教育総務課長

報告をしなくてはならないという規程はなかったと思いますので、すべての結果については把握をしているところではありません。ただ、大きい企画であったり、新規の企画であったりするところにおきましては、主催者のほうから自主的に結果の報告、お礼というような形の文書が届く場合もあります。

○赤松委員

一般的にはそういう規程は何もなくて、後援いただいてありがとうございました。こんな結果でしたとか、そういうものは通常ないということですか。

○教育総務課長

そうですね。

○小西委員長

それについて何かご意見ありますでしょうか。

○赤松委員

例えば、色々なことをお願いして、冊子ができたものを持っていってお礼に行ったりするの

が普通あるものだけど、いつも沢山後援を申し込んで、申し出になられて、ある判断価値でして後援がなされるのだから、何かそういうものが上がってきてもいいのかなと思っていたのですけれども。

○教育総務課長

お礼がある場合もあります。

○小西委員長

決定される時には、内容を十分吟味されているということですか。

○教育総務課長

引き続き、昨年度も後援をもらいましたと逆におっしゃる時に、昨年度の状況はだとか、今までの経過状況とかをこちらのほうで、その時点で報告を求める時もあります。

○小西委員長

これは、開催日の何日前までというきまりもないのですね。

○教育総務課長

そうですね。ただこれをチラシに載せたり、実施要領とか、実施要綱とかに載せたりするためには、それに載せるまでに本来はこちらのほうに申し込む必要があると考えております。ただ、同時進行である場合も実際にはあるのではないかと思いますし、そういうチラシとかを作られない時には、ぎりぎりにというような形もあるかもしれませんけれども、実際は、開催日に少なくとも、2ヶ月前には申し込む必要があります。

○小西委員長

先ほどの7月2日で、6月20日というのは、ちょっと、色々な準備とか、後援をいただけるという前提で準備を進めておられたのかなと、余計なことなのですけれども、そういう感じですか。これは日にちが間違いなのかなと思ったのですが、準備に間に合えばいいという感じなのですね。

○教育総務課長

これは確かに、書かれているとおりで、20日にこちらのほうは受け取りをしまして、その時点で開催実施日は7月2日ということで、文化振興財団の申請になっております。募集の定員というのが40名ということですので、そう広く呼びかけることではなかったということです。

○教育長

これはちょっと短いね。

うがった考えをすれば、文化振興財団が、申請者が文化振興財団だったものだから、もらえらると思って出しているようなところがあるのではないかな。少なくとも1ヶ月前までに提出していただく必要があるかもしれませんね。非常にいい加減になってしまっているというのもまた困ることですし、教育総務課長がおっしゃるように事後の報告がないところもあるわけですね。実際、申請される時は、こういう理由で申請しますという申請書を一応、理由書を書いて出しているわけですから、理由書に対して、自分たちの活動はどうであったということの報告を簡単にいただくのがいいと思います。

そうすると、本来の目的に照らしてやられているかどうかということをチェックできると思いますので、次年度からは、名義後援をするかしないかの判断ができると思います。慣例的にも、去年もやったから今年もしてくれるだろうということで、皆さん出してこられるので、もちろん、名義後援の趣旨にちゃんとなっていれば結構なことですけれども、その辺のところを

もう少し、考えてみたほうがいいのかもかもしれませんね。ただあまり、それを規制してしまうと、今度は文化の発展ということに逆効果になってしまうので…。

○小西委員長

それでは、よろしいでしょうか。

報告第57号を承認させていただきまして、議案第28号を決定させていただきます。

○小西委員長

それでは、報告第63号、報告第64号、議案第32号を文化財課長よりご説明お願いいたします。

○文化財課長

文化財課でございます。

2件の報告、1件の議案をご説明いたします。

まず、報告第63号 平成28年度都城歴史資料館第2回企画展「指定文化財で見る都城の歴史―一次世代引き継ぐ大切な文化遺産―」の開催要領の制定についてでございます。

都城歴史資料館の本年度第2回目の企画展といたしまして、9月9日から11月6日まで、企画展を開催いたします。

昭和24年の法隆寺金堂壁画の焼損などをきっかけとしまして、文化財の保護についての総合的な法律として制定されました文化財保護法は、従前より広い範囲の文化財を保存、活用することを目的としております。この中で、国ばかりではなく、県市区町村も文化財の指定を行うことが可能となりました。このことにより、現在、都城市は国指定が7件、県指定が28件、市指定が77件、合計112件の文化財が所在しております。

今回の企画展は、その指定文化財のうち資料館で所蔵しております史料を中心に、日頃、公開する機会の少ない県や市指定の文化財の実物や写真展示を行いまして、来館者の方に広く都城市の文化財を理解していただこうと考えております。

以上が、報告第63号です。

続きまして、報告第64号 都城歴史資料館の臨時休館についてであります。

例年実施しておりますが、都城歴史資料館の害虫駆除等のため、平成28年10月12日、水曜日を臨時休館日といたしまして、前日の通常の休館日と合わせて2日間燻蒸を行います。有害ガス等を使用することから、立ち入り禁止の柵や表示看板の設置など、安全面に万全を期しまして、作業する所存でございます。

以上が、報告第64号です。

最後になりますが、議案第32号 文化財の指定でございます。ただいま差し換えの資料を3枚手元にお配りいたしました。文化財審議会より文言の修正がございましたので、3枚目以降を差し換えていただきたいと思います。

先般の定例教育委員会でご覧いただきました青花磁器瓶でございますが、5月の定例教育委員会でご協議いただき、文化財保護審議会に諮問しておりましたが、今般、同協議会におきまして、都城市指定文化財に指定することを認めるという答申が出まして、今回お願いするものです。

前回の説明でも申しましたが、文化庁の調査官などに、この瓶対は非常に希少性が高く、国指定文化財に値するという指摘も受けました。しかしながら、国指定とするための条件としまして、市の指定文化財とするということと、中央の研究者や専門家に広く知ってもらうということ、専門家に史料調査をしてもらうということなどのアドバイスを受けましたので、今回、

青花磁器瓶が添えられていました石塔とともに、都城市文化財保護条例第5条の規定に基づきまして、市指定文化財として指定するものでございます。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

○小西委員長

質問はよろしいでしょうか。

○文化財課長

文化財審議会の文言の修正は、青花磁器瓶の所在を資料館に置いていたところ、石塔もちゃんと所在地を書きなさいということで、住所、所在地を書くようにしました。

○小西委員長

そうしますと、青花磁器瓶というものは、まず、市の文化財になって、いずれは、県とか国というふうな見通しということなのですね。

○文化財課長

通常は、市指定にしてから3年経って県指定という形です。今回はちょっと国の調査官が入っていますので、場合によっては早まって、飛び越えて国になる可能性もあります。

○小西委員長

よろしいでしょうか。

それでは、報告第63号、64号を承認させていただきまして、議案第32号を決定させていただきます。

○小西委員長

それでは、報告第66号、67号、68号、議案第33号を都城島津邸館長よりご説明お願いいたします。

○都城島津邸館長

では早速、報告事項から説明させていただきます。

報告第66号 都城島津邸「盆栽展」開催要領の制定についてご報告申し上げます。

裏面になりますが、都城島津邸「盆栽展」開催要項についてご説明いたします。

開催のねらいが、都城さつき盆栽友人会の会員の皆様が丹精込めて育てた盆栽40数点を、都城島津邸本宅に飾って、盆栽の魅力と歴史的風情のある本宅を観覧いただき、入館者増を図るものであります。開催日時は、10月21日、金曜日から10月23日、日曜日までとなり、開館時間と同じ9時から17時を予定しております。会場は説明のとおり本宅でございます。主催につきましては、皐月盆栽遊人会になりますが、共催が都城島津邸になります。観覧料は、通常の本宅観覧料、小学生以上100円となっているところです。

この会につきましては、5月にさつき展を一回開催したところですが、3日間で819人という想像を逸する入館者数があったものですから、こちらのほうもぜひ盆栽のほうをやりたいということで、今回の開催をお願いしたところでございます。

続きまして、報告第67号 茶道裏千家淡交会宮崎青年部茶会 in 都城島津邸開催要領についてです。

説明につきまして、開催のねらいとしましては、日本の伝統文化である茶道の宮崎県大会を都城島津邸で開催することにより、茶道の魅力と都城島津邸の歴史を広く情報発信するものでございます。開催日時は、10月16日、日曜日、朝9時半から14時45分までとなっております。会場は、都城島津邸本宅と伝承館の両方を使用しているところです。共催は都城島津邸という形をとっております。内容は、淡交会の会員約150人程度、着物を着て都城

島津邸にいらっしゃいます。こちらの方に茶会をされているところですが、せっかくの機会ですので、一般の観覧者への呈茶も考えているところでございます。

呈茶時間は10時から14時までなのですが、先着30名のお一人500円ということで、予定しているところです。こちらにつきましては、今、こちらに書いてありますが、この期間は、報告第68号と絡んでおりますので、後ほど説明申し上げたいと思います。

その他として、家庭の日ということで、第三日曜日にあたりますので、小学生以下を連れた家族全員について、伝承館と本館の観覧料は無料となっているところでございます。

続きまして、報告第68号について説明申し上げます。

都城島津伝承館特別展「武士のたしなみ」開催要項の制定について報告するものでございます。

こちらについては、議案第233号の観覧料とかねておりますので、こちらも兼ねて、ご説明申し上げます。

今回は、都城島津伝承館特別展「武士のたしなみ」開催要項を制定したところでございます。

展示の趣旨としまして、以前から皆さんのほうが色々な展示で説明しておりますとおり、古来、武士というのは、武力に大きな存在意義をおいて、仕事として活動をしていたものですが、江戸時代後期以降、戦がなくなって、島原の乱以降、大きな合戦がなくなったことから、武力を固持、披露する場がなくなってきたということで、武士は、文の教養に地位を求めていったという歴史がございます。今回の展示は、江戸時代以降の武士たちがいかにして教養を身につけ、実践していったのか。これらを絵画や古文書資料を通して紹介するものでございます。

会期は、10月15日、土曜日から11月27日、日曜日で、実質44日の会期となります。場所は、都城島津伝承館全展示室になります。観覧料は、一般が400円を予定しております。大学・高校生が300円、中学生以下は無料という形をとりたいと考えております。括弧内は、20名以上の団体料金でございます。本宅につきましては、通常どおり、小学生以上は100円となっているところでございます。

現在、今、書いてあるとおり、主な展示候補ということで、宮本武蔵の描いた絵、それから、源氏物語、徒然草等の重要文化財等を予定しているところでございます。詳細につきましては、部屋を色々分けてまして、武士のたしなみについて、それから、武治の時代から文治の時代へという流れ、それから、文武両道の実践、そして、島津家当主の文芸ということの4つの部屋に分けて、展示する考えでいるところでございます。

関連イベントとしまして、講演会を予定しておりますが、現在のところ、立教大学文学部の教授であります鈴木彰先生にお願いしているところでございます。期日は、先生の都合によりまして、どうしても11月13日しかできないということですので、その日に開催したいと考えております。時間は、13時30分開場の、14時開演ということで、都城市ウエルネス交流プラザムジカホールということでございます。

あと、内覧会につきましては、10月14日、前日の金曜日、15時半から17時と考えているところでございます。こちらのほうの先ほどの観覧料については、議案となっております。ご審議よろしく申し上げます。

あと、気づかれた方もいらっしゃると思いますが、こちらの会期が、10月15日から11月27日となっております。先ほど前に説明しました盆栽展が10月21日からの3日間、それから、茶道が10月16日ということで、すべてこの会期にあわせて他のイベントを開催することによって、相乗効果を得て、伝承館及び本宅の集客、来場者増を図るねらいがあるもの

でございます。

議案第33号 都城島津家伝承館特別展「武士のたしなみ」観覧料の設定についてでございます。

こちらについては、先ほど申し上げました特別展「武士のたしなみ」の観覧料を一般400円、大学生・高校生300円、中学生以下無料、括弧内は20名以上の団体でございますが、一般が350円、大学生・高校生が250円と設定するものでございます。こちらについては、議案として、観覧料の設定についてご審議よろしくをお願いいたします。

○小西委員長

ありがとうございました。

それでは、報告3件と議案1件についてお尋ねがありましたらお願いいたします。

報告第67号なのですが、青年部の茶会は島津邸でされたことは記憶があるのですが、県の大会というのは前にもあったのですか。

○都城島津邸館長

県大会は、毎年、県内のどこかで必ず行われているのですが、実は、淡交会につきましては、5月のイベントとか、1月の島津 de マルシェというイベントでお茶会というか、呈茶を一般客に何回かお願いして、開催しております。その中でお話があったのが、今回たまたま都城に順番が回ってきましたので、場所として、和式の格調高い島津邸でできないかというご相談もございましたので、こちらのほうでも色々検討しまして、一般のお客様も交えるということが可能であれば開催しましょうということで、双方合意したところでございます。

○小西委員長

ちょっと重ねてお尋ねですが、一般の方の参加がない場合、淡交会の青年部の茶会が会場を島津邸でやりたいとおっしゃった場合は、無理ということですか。

今回、市民の方の参加もあるということで会場使用の許可を出されたというご説明を今聞きましたけれども、一般の方の参加がなくて、淡交会の青年部の方のお茶会という場合の会場としては、提供されないということなのか、お尋ねなのですが、なっているわけなのですか。

○都城島津邸館長

都城島津邸は、一般のお客様に見学していただくというか、観覧していただくのが本来の目的でございますので、単独で独占というか、貸切状態になりますと一般のお客様が入れませんので、一般のお客様を含めた形であれば使えますけれども、そこだけが独占するというのとはできないということになっております。

○小西委員長

よくわかりました。ありがとうございます。

ほかにお尋ねはありますでしょうか。

それでは、お尋ねがないようですので、報告第66、67、68号を承認させていただきまして、議案第33号を決定させていただきます。

○小西委員長

それでは、報告第59号、60号、61号、62号、議案第31号を続けて、生涯学習課長よりご説明をお願いいたします。

○生涯学習課長

それでは、報告第59号 平成28年度都城市社会教育行政計画及び公民館経営案についてご説明いたします。

お手元にあります資料、平成28年度主要事業計画及び当初予算を踏まえ、平成28年度都城市社会教育行政計画及び公民館経営案を作成しましたので、ご報告するものでございます。

なお、7月7日に開催しました社会教育委員会及び公民館運営審議会においてお諮りし、承認をいただいております。

まず、こちらの都城市社会教育行政計画についてご説明いたします。

本計画は、本市の教育基本方針に基づき、すぐれた知性、豊かな心、たくましい体を養い、郷土愛と国際感覚にあふれ、次代を切り拓く気概と心身ともに調和のとれた人間の育成をめざして、各施策を進めてまいります。

8ページには、平成28年度の生涯学習社会教育関係予算を掲載しております。平成28年度は、24事業に総額2億8千978万1千円を計上しております。

9ページには、平成28年度予算のうち、生涯学習・社会教育関係補助金一覧を掲載しております。13事業で、28種類の補助金について総額1千391万2千円を計上しております。

次に、10ページから59ページには、事業計画として、対象別事業計画と領域別事業計画の2つに分け事業内容等を掲載しております。

10ページをご覧ください。本年度から、すべての項目で事業の概要を追加しております。10ページでいいますと、対象別事業計画の四角い中で、事業の概要という欄があると思えます。事業の内容、事業の必要性、事業の効果と、この項目を今年度から追加している状況でございます。簡単ではございますが、都城市社会教育行政計画について、終わります。

続きまして、こちらの公民館経営案についてご説明いたします。

この公民館経営案は、中央公民館及び各地区公民館に関する項目について、詳細にまとめたものでございます。

20ページをお開きください。こちらのほうに、平成27年度の公民館利用状況総括表を掲載しておりますが、こちらにつきましては、14地区公民館の利用回数は、一番下の合計の欄でございますが、利用回数が延べ1万3千494、延べ利用人数は36万5千934人でございます。年々、利用回数、利用人数も増加傾向にございます。

続きまして、報告第60号に移らせていただきます。

臨時代理した事務の報告及び承認について、都城市青少年健全育成市民会議幹事の委嘱についてご説明いたします。

都城市青少年健全育成市民会議の副会長及び幹事の委嘱につきましては、7月の定例教育委員会で議案として提案し、ご承認をいただいたところでございます。しかし、五十市地区青少年健全育成協議会総会が7月14日に開催され、会長の変更があったため、別紙のとおり、幹事を廣底喜昭氏に変更し、報告するものでございます。

なお、幹事の任期につきましては、平成28年7月14日から平成30年6月29日まででございます。

続きまして、報告第61号 平成28年度青少年・家庭教育講演会開催要項の制定についてご説明いたします。

この講演会は、教育委員会と都城市青少年健全育成市民会議が主催するもので、家庭教育学級開設事業及び青少年健全育成推進事業の一環として、毎年、要項を定め、実施しているものでございます。参加者が、家庭・学校・地域の果たす役割を再認識し、家庭の教育力の向上や地域の子どもは地域で守り育てるといった視点を一層深めていただき、心豊かでたくましく、行動力に富んだ子どもの健全育成を推進することを目的としております。

今回は、講師に教育アドバイザー下地敏雄氏を招き、「親としての子どもの接し方 夢と人」の演題で講演をお願いしております。

続きまして、報告第62号 平成28年度家庭教育支援講座実施要項の制定についてご説明いたします。

本講座は、家庭での教育に不安や悩みを抱えている保護者などを対象に、家庭や地域での教育力向上を図り、支援するための講座として、毎年要項を定めて、実施しております。

内容としましては、11月から12月の土曜日、4回の講座を開催するもので、受講者は市内在住の100名程度を予定しております。

なお、受講に際しましては、原則、全講座の受講を前提としておりますが、1講座のみの受講希望にも配慮して、受講可能としております。

次に、議案第31号 平成28年度都城市放課後子ども総合プラン運営委員の委嘱並びに任命について、ご説明いたします。

都城市放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱に基づき、運営会を開催するにあたり、委員の委嘱並びに任命を行うものです。委員名簿は別紙資料のとおりとなっております。委員の選出につきましては、各関係先からの推薦によるもので、構成は学校関係者2名、放課後子ども教室関係者4名、社会教育関係者1名、放課後児童クラブ関係者1名、児童福祉関係者2名、行政関係者2名の合計12名となっております。

なお、放課後子ども教室を所管する生涯学習課と放課後児童クラブを所管する福祉部保育課につきましては、運営委員会事務局として共同で事務にあたることとなっております。

委員の任期につきましては、委嘱、任命の日から平成29年3月31日までとなっております。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○小西委員長

ありがとうございました。

それでは、報告4件と議案1件についてお尋ねがありましたらどうぞ。

○赤松委員

前も確かお聞きした記憶があるのですがけれども、確かめる意味で今回お聞きしますが、委員の任命、同じ審議員の方でも、委嘱と任命と言葉が使い分けてございますが、例えば、廣底さんは委嘱なのなのですが、何か違いがあるのでしょうか。後ろのほうを読んでみると、次のページに委嘱または任命という言葉が出てきていて、どちらを使ってもいいのかなと思ったりもしたのですがけれども。

○生涯学習課長

任命につきましては、市民会議のメンバーをご覧いただけるとわかると思うのですが、黒木教育長はじめ、児玉教育部長、こちらのほうに書いてある任命につきましては、学校の校長先生ということで、任命という形になっております。一般の方に関しては委嘱という形になっております。

○赤松委員

何かそのように使い分けないといけない根拠というのがあるのですか。

○教育部長

辞令等を交付する際に、職員に対しては任命、教育委員会が辞令を出しますので、教育委員会の任命。それから一般の方については委嘱という形で、辞令を2つに分けているところです。

○小西委員長

お尋ねなのですが、この2種類の資料なのですが、これは各公民館とか、社会教育関係機関にお届けになると思うのですが、そのほか、どういうところに読んでいただくことになっているのですか。

○生涯学習課長

基本的には内部の資料でございまして、こちらのほうは、生涯学習課、各総合支所地域振興課も関係ございますので、後は、地区公民館長とかという形で、内部資料ということです。

○小西委員長

都城市内だけの資料になるわけですね。

○生涯学習課長

そうでございます。

視察とか、県のほうとか、意見交換会とかあるときには、こちらのほうの資料で説明します。

○中原委員

議案第31号の放課後子ども総合プラン運営委員会についてなのですが、昨年度の委員会の回数がどれだけ行われたのか。主な内容を教えていただきたいのですが。

○生涯学習課長

手持ちに資料を持ってきておりませんので、後ほど、開催回数と内容ということでよろしいですか。

○中原委員

大体わかるのですが、どのようなことが協議されて、どのようなことが決定されて、どのようなことが課題になっているのか。放課後子どもに関して市長が色々と気がかけていらっしゃるような内容なので、把握しておきたいと思います。

○赤松委員

こちらの資料の中に、86ページに閉じられていたのですが、庄内地区概況と書いておられて、こちらは横市地区が書いてあるのですが。

○生涯学習課長

間違って掲載してしまっていて、そのところについては、差し換えということで、今、差し換えの用紙のほうが良い用紙です。

○生涯学習課長

横市地区公民館のところに、庄内と概況が書いてあると思います。86ページだと思いますが、その横市地区公民館のところに、公民館経営案のところに、本来ならば、横市地区の概況が入ってこないといけないのに、すみません確認不足で、庄内が入っていますので、差し換えということで、申し訳ございません。

○赤松委員

何だろうと思ってお聞きしました。

○小西委員長

85ページはそのまま、裏だけ差し換えになるわけですね。

○生涯学習課長

86ページのほうを。

確認したつもりだったので、印刷の後で気付かしまして、申し訳ございません。

○小西委員長

ほかによろしいでしょうか。

そうしましたら、先ほどの説明は後でお願いをすることにいたしまして、ただいまの報告の59、60、61、62号、議案第31号を承認させていただきまして、決定させていただきます。

お尋ねの件は後でご説明をよろしくお願いたします。

○小西委員長

それでは、報告第65号を図書館副館長にご説明をお願いいたします。

○図書館副館長

図書館副館長の森が図書館長を代理して説明させていただきます。

報告第65号 絵本作家 高島那生のワークショップ開催要項についてでございます。

開いていただきますと、開催要項がございますので、読み上げます。

まず、目的としましては、都城広域定住自立圏構想協議会では、圏域内の市町立図書館の連携を検討しておりますが、その一環として、4図書館によって、共同イベントを行うものでございます。今年度の内容は、絵本作家なのですが、高島那生氏によるお話し会です。副題としては、平成28年度都城広域定住自立圏構想協議会「夢と感動を広げるお話しキャラバン」巡回公演を掲げておまして、定住自立圏4図書館で3日連続行います。都城市は3日目、最終日となっております。

ちなみに、この要綱には書いておりませんが、補足しますと、この4図書館による共同イベントというのは、今年で4年目、4回目になります。都城市の3日の主催は都城市教育委員会として都城市とさせていただいております。他の3市町は各市町とその教育委員会が主催しております。会場は、都城市立図書館3階の大会議室、日時は、平成28年8月28日の日曜日、今月の最後の日曜日でございます。13時開演とさせていただきます。

補足資料としてめくっていただいたところに、ワークショップのチラシを掲載させていただきました。ちなみに、高島那生さんのプロフィールが真ん中あたりに書いてありますけれども、1978年岐阜県生まれだそうです。第4回ピンポイント絵本コンペ入選、第25回講談社絵本新人賞佳作を受賞されて、ここに掲げてある4つの作品以外にも、色々作品を出していらっしゃるんですが、子どもたちや子ども達の親御さんに大変人気のある作家だと伺っております。

ワークショップということで、絵本の読み聞かせ以外に、大きな模造紙に絵を描いて色を塗るなどの催しを考えております。都城市立図書館では、8月28日の午後1時、13時から午後3時、15時まで2時間程度考えておまして、本日8月1日から市の広報においても公募しておりますので、今日から予約の受付をいただいているところです。

以上で、ご報告を終わります。

○小西 委員長

ありがとうございました。

お尋ねはありますでしょうか。

お尋ねいたします。

今回4回目ということで、前回は高城の分館であったと記憶しているのですが、私、行っていないのですが、会場にいらっしゃる方はどのくらいの人数なのでしょう。

○図書館副館長

過去3ヶ年、3回ほど行いまして、1回目の年が高城、2回目の年はウエルネス交流プラザで催しました。3回目、昨年度は高城でした。平均しますと、この3回連続で、入場者が3、

40人程度という感じでございます。

○小西委員長

ありがとうございました。

そうしますと、このお知らせは広報になるわけなのですね。

○図書館副館長

広報都城で出しています。

○小西委員長

夏休みに入る前に各学校へのお知らせはしないのですか。

○図書館副館長

それは、今回はいたしませんでした。

昨年度は学校に協力を求めて、逆に広報に載せなかったのですが、それですとちょっと少ないということがわかりまして、広報都城のほうへ大きく載せました。学校は、学校によって取り上げ方が、連絡事項が多いものですから、割愛されることもありまして、それが徹底できないものですから。

○小西委員長

わかりました。

それでは、報告第65号を承認させていただきます。

○小西委員長

それでは、報告第58号、議案第29号、30号を学校教育課長よりご説明をお願いいたします。

○学校教育課長

議事の前に、7月定例教育委員会での学校協議会のご質問について、ペーパーを作っていましたので、それについて、まずは回答をさせていただきます。

議案内容につきましては、議案第23号の都城市立学校管理運営規則の一部改正についてです。改正内容は、国の感染症情報収集システムの様式にあわせた様式の変更でございました。ご質問の内容は、性別の項目の削除は適切かという内容のものでございました。

ご回答でございますが、適切でありました。

理由は、学校保健安全法第7条の規定による出席停止の報告の事項につきましては、学校保健安全法施行規則第20条により、下記のとおり定められております。

法令第7条の指定による報告は、次の項目を記載した書面をもってするものとする。

1、学校の名称、2、出席を停止させた理由及び期間、3、出席停止を指示した年月日、4、出席を停止させた児童・生徒等の学年別人員数、5、その他参考となる事項ということでございました。

学校保健安全法施行規則第18条により、学校において予防する感染症の種類が定められているのですが、いずれも、空気感染、飛沫感染、経口感染、接触感染を感染経路とするものでありまして、その感染経路や発病時の症状等に性差がないということがわかっております。このことから、性別の項目は特段必要ではないとの回答でございました。

以上です。

○小西委員長

前回の質問に対して、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

○学校教育課長

では、報告第58号でございます。都城市・三股町いじめ防止対策専門家委員会委員の委嘱についてでございます。一枚めくっていただきまして、臨時代理書をご覧ください。

発令日が、平成28年7月1日でございます。期間は、平成28年7月1日から平成30年の3月31日になります。今回委嘱した方のお名前でございますが、谷口竜太氏でございます。専門分野は福祉で、社会福祉士、ケアマネージャーをされております。お住まいは早鈴町でございます。

この委員が途中でこのように変わったということにつきましては、下のほうの欄の理由のところをご覧ください。前任者の福祉を専門とするスクールソーシャルワーカーの松尾容子委員が、7月1日から南部教育事務所管内の小学校を担当することとなりました。委員から、都城市・三股町いじめ防止対策専門家委員会委員を辞退したいという旨の申し出があったのです。事務局といたしまして、松尾委員が南部教育事務所管内の小学校を担当するスクールソーシャルワーカーとして勤務されることで、都城市・三股町いじめ防止対策専門家委員会委員の中立性が確保できないと判断いたしまして、松尾委員の辞任を承認し、在任期間について谷口竜太氏に、この委員会の委員を委嘱するものでございます。

では続きまして、議案第29号 年齢層に応じた防災教育の推進に関する請願書についてでございます。

これは、平成28年第3回都城市議会定例会において採択されました「年齢層に応じた防災教育の推進に関する請願書」について、別紙のとおり回答するものでございますが、まずは、どのような請願書であったかと申しますと、後のほうに実際の請願書がついていると思います。

請願の趣旨、要旨、理由を申し上げますと、今後起こり得る災害に対して、世代を超えて連携した防災活動が展開できるように、すべての小学校・中学校で民主団体と協力した防災教育が推進されるようにお願いするという要旨でございました。

請願の理由につきましては、最近、全国で度々発生している集中豪雨による土砂災害や水害、あるいは火山噴火による災害に加えて、今後、およそ30年以内と推定される南海トラフ地震による災害など、多くの災害が予想される中、その怖さがまだ市民には実感されていないのが現状です。都城市内の学校で、過去に宮崎県危機管理課へ依頼され、防災教育を受けられたのは有水小学校・中学校、沖水小学校、祝吉小学校、笛水小・中学校、高城中学校などがあります。そのすべて、県からの派遣講師のサポート役として防災士がかかわってきました。受講された1日を通して、皆さんの意識の高まりはしっかり伝わってくるのですが、まだまだ参加校も少ないですし、継続性についても疑問が残ります。

そこで、いつ、どのような災害に遭遇しても、その時の年齢に応じた的確に対処できるように、すべての学校で、その地区の防災士や消防士など、民主団体と協力した適切な防災教育を図ることが大切だと考えられます。そうすれば、災害に遭遇しても、年齢に応じた防災活動、ボランティア活動が速やかに展開できることが期待されます。

以上のとおり、地方自治法第124条により請願書を提出します。

提出されたのが、平成28年3月4日でございます。請願者の住所は、鷹尾町になっておりますが、お名前は、NPO法人宮崎県防災士ネットワーク都城支部長 平井 泉様でございます。この請願書は、都城市議会議長 荒神稔様のほうに提出されたものでございます。

これに答えるということが、当教育委員会のお役目ということでございまして、前に戻っていただきまして、回答を作成することといたしました。

回答内容といたしましては、鑑文にもありますように、平成28年3月都城市議会定例会において採択された「年齢層に応じた防災教育の推進に関する請願書」につきましては、各学校における避難訓練や校内研修等での防災士の活用について、8月30日、火曜日に実施する第3回校長会で周知いたします。ついては、NPO法人宮崎県防災士ネットワーク都城支部にも出席いただき、説明して頂く予定にしております。なお、防災士等の活用実績について、今年度末及び来年度末に取りまとめて報告をいたします。というような回答をしようと、考えているところでございます。

では最後に、議案第30号 平成28年度都城市学校におけるフッ化物洗口のあり方検討委員の委嘱についてでございます。

これは、6月定例教育委員会にて、議案第12号で付議いたしました要綱により、委員を委嘱するものでございます。委嘱日でございますが、平成28年8月24日から検討事項を検討終了するまでとしております。

では、1枚目めくっていただいて、実際に委員の名簿があると思います。

都城歯科医師会の猪ヶ倉徳孝様、都城歯科医師会の常盤美樹雄様、都城市北諸郡薬剤師会の市来あけみ様、都城市PTA連絡協議会 高木かおる様、都城市校長会会長 高野久美様、同じく小学校校長会会長 園田修司様、都城市保健主事部会会長 吉川勉様、同じく養護教諭部会会長 田中ちどり様、同じく、保健主事部会理事長 宮内孝子様、養護教諭部会部長 前原千恵様というメンバーになります。この方々に委員を委嘱したいと考えております。

以上でございます。

○小西委員長

ありがとうございました。

お尋ねはありませんでしょうか。

議案第29号です。請願に対する回答のことなのですが、確認として、請願を受けて8月30日に校長先生方にご周知していただいて、そこには、防災士ネットワークの方にも出席いただいて、そして、防災士を活用するということはお約束するわけなのですね、請願者に対して。そして、実際に、防災士の方に色々ご指導をいただいたかどうかという実績を2年間にわたって、報告をいたしますというのが回答の趣旨と理解してよろしいのですか。

○学校教育課長

はい。

○小西委員長

わかりました。ありがとうございます。

それともう一つ、議案第30号なのですが、所属で、都城市保健主事部会会長と保健主事部会理事長とありますけれども、これの区別がちょっとわからないのですけれども。

○学校教育課長

会長は校長職の者でございます。そして、理事長になりますと、これは保健主事の先生方の中で一番上の理事長という形になります。ですから、校長とその実務者一人ずつでございます。

○小西委員長

ほかにありませんか。

○中原委員

細かいことで、本当、申し訳ないのですが、今のところの委員名簿なのですが、要綱の中には別表第3条関係のところで見ればすぐわかるのですが、猪ヶ倉さんであったり、常盤さんと

というのは、医師会の理事という役職名でいいのでしょうか。いわゆる、校長会の会長以下は会長とか、理事長とかありますが、それ以前の方は会長とかでなくて、高木先生とかは都城市PTA連絡協議会会長とかの記載がされていないのですが、意図的なのか、どうなのか。

○学校教育課長

意図的ではございません。この役職をそのまま入れるようにと聞いたのですが、すみません、抜けておりました。この役職で選んでいるということです。

○中原委員

聞いてみればわかるのですが、これを見られて書いていないと言われる前にとしまして。

○学校教育課長

ありがとうございます。

○小西委員長

議案第30号はそのような補足、訂正なのですか。

○学校教育課長

所属につきまして、もう一度、別表のとおりの記事の控えと差し換えをさせていただきたいと思っております。

○小西委員長

よろしく申し上げます。

○赤松委員

細かいことなので、別表の委員名簿の中の養護教諭部会会長と養護教諭部会部長というのは違うのですね。

○学校教育課長

会長は田中校長先生でございますが、養護教諭部長というのは理事長と同じようなもので、それぞれの呼び方が会の中で違っているということでございます。それでこのような記載になっております。

○赤松委員

わかりました。

○教育長

議案第29号の請願のところの請願書の中の趣旨の中で、民主団体と協力してというこの民主団体とは、防災士の団体と解釈すればよろしいのですか。

○学校教育課長

防災士やそれから、消防団なども民主団体ととらえておりますので、そういう方々の利用等についてという意味合いではないかなと思っております。

○教育長

そうすると、回答のところは、防災士等と入れているからそれも入っていると、ただし、校長会に出席していただくのは、防災士の方に出席していただくということですか。

○学校教育課長

防災士の存在意義とか、そういうところにつきましては、あまり認識が高くないと、まだ思っているところがございます。ですので、今回、防災士に来ていただきまして、ご説明をいただく、学校での活用等を考えていただくというようなことで考えております。

○教育部長

平井泉さんという、防災士ネットワーク支部長さんが請願の代表者で、この方に校長会に来

てもらおうということですよ。

○学校教育課長

この方のご都合がまだわかりませんので、これを受けまして、防災士ネットワークに声をかけたいと思っております。

○教育部長

支部の方に来ていただくということですね。その時に請願の趣旨をご説明をされるのか。請願を提出された団体が校長会に来て、当然、防災士だけではなくて、消防団とか、民主団体という表現をされているのかなと思いました。

○中原委員

前にも防災士の件を申し上げたと思うのですが、防災士の資格とか、認定試験というのは組織があると思うのですけれども、あれは国がしっかりと定めたものではなくて、いわゆる民間団体のものであると。すると、各都道府県等々でその基準が若干違うようなことも聞いたことがありますので、行政のほうもその資格をとるような推進があるように思いますが、かたや福岡あたりに行くと、2、3日でぱっととれたりとかということであるようなので、組織そのものを一回我々も認識しておいたほうがいいと思います。確かに、インチキくさいとか、間違っているということではないのですが、そうなってくると防災教育というものに対して、若干のずれがあるとお互いの認識というものに戸惑いがおこると。防災士というものが、NPO法人というきちんとした組織であるのですが、防災士そのものがいかなるものであるかということになります。

○教育長

これは、どこが出しているのですか。

○中原委員

結局、出所が日本防災士協会があるのですけれども、この資格はあくまでも民間団体が与えるもので、国とか、県とか、そうしたものが認めて、あなたは防災士ですよというものではないのです。今はきちんとそういうものがされているのかもしれないのですけれども、まだないような気がいたします。

ボーイスカウトとか、ガールスカウトとかが一緒にやったほうが本当に生きる力がつくと思いますけれども。各年齢に応じてという発想であれば、そういうところはあまりわかりませんが。

○教育長

同じことを中原委員は、私が福島議員の質問の時に、防災士を活用するとか、防災士を各学校に置いてほしいみたいなことが市議会に質問があったのですが、その時に回答した記憶があります。

それは調べておく必要があるかと思えます。そうしないと、校長会で校長に説明ができない可能性もあるので。

○学校教育課長

色々ご助言をいただきましたので、また、こちらでも内容を精査しまして、校長会で伝えてまいりたいと思えます。ありがとうございました。

○小西委員長

それではほかに報告、議案に対して、お尋ねはよろしいでしょうか。

今のご意見でまた、伝えていけるような回答がいただけたらと思います。

それでは、報告第58号を承認させていただきまして、議案第29号と30号を決定させていただきます。

○小西委員長

それでは先ほどの生涯学習課の資料をお持ちいただきましたので、よろしくお願いいたします。

○生涯学習課長

中原委員からのご質問にお答えいたします。

平成27年度は、2月26日に1回のみ開催しております。こちらの手元に、子ども総合プラン行動計画というものを事務局で作成しまして、案を委員の皆様へ提示いたしました。

その中で、お手元の11ページを開いてくださいますでしょうか。こちらのほうに、計画の基本方針というところが2つございまして、放課後児童クラブにおける待機児童の解消ということで、5月1日現在なのですが、放課後児童クラブを利用したくても利用できなかった待機児童は25名となっている。また、平成27年7月施行の改正児童福祉法により、これまでのおおむね小学3年生、10歳までとなっていた対象年齢につきまして、小学校6年まで利用できるようになりました。また、核家族や女性の社会進出とか、就業形態の多様化等により、利用ニーズがますます高まっていくということが考えられます。

また、2番目の小規模校における放課後の児童の居場所づくりなのですが、これまで登録児童数が10人以下の放課後児童クラブには、国からの財政措置がなく、西岳地区、高崎地区の一部の小規模校においては、放課後児童クラブを開設せずに、放課後子ども教室を最大週5日開設することで、放課後児童クラブの役割も担ってきたということです。しかし、平成27年4月スタートの子ども・子育て支援新制度により、一定条件を満たした10人以下の小規模放課後児童クラブの運営についても、国の財政措置が大きく見直されたということもございます。そこで、現在、開設しています西岳地区と高崎地区の一部の小規模校においても、新たに放課後児童クラブを開設できないか、保護者の利用意向に十分配慮しつつ、放課後子ども教室のあり方を検討しますということです。

大きな視点がございます。お手元の17ページをお開きください。こちらのほうに、計画の目標ということで、放課後児童クラブの目標事業量が書いてありますが、現在、47ヶ所開設しております。それが平成31年頃には22ヶ所増やすという計画もございます。これにつきましては、これまで定員がなかったのですが、定員を40名とした場合、増員分を40人で切って、教室を増やすという計画もございます。

18ページですが、教育委員会関係では、3番なのですけれども、放課後子ども教室の整備計画ということで、地域の実情やニーズ、開設場所やボランティア指導員の確保等を勘案しながら、平成31年度までに放課後子ども教室を3教室増やし、12教室開設することを目指しております。こういう目標値についても、委員の方にご審議いただいているところでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○小西委員長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

○中原委員

委員会は昨年、1回ということですね。

○小西委員長

質問はよろしいでしょうか。
それでは、ありがとうございました。

12 その他

○教育大綱に関する協議について

日程 平成28年8月5日(金)13:00から

会場 南別館3階委員会室

○9月定例教育委員会日程について

日程 平成28年8月22日(月)10:00から

会場 南別館3階委員会室

以上で、8月の定例教育委員会を終了いたします。

この会議録は、真正であることを認め、ここに署名する。

署名委員

署名委員

書 記

委員長